

中小企業等経営強化法について

平成 28 年 7 月 1 日より施行

中小企業等の経営力強化の為に、適切な取り組みを計画した中小企業・小規模事業者等を政府が積極的に支援する法律が平成 28 年 7 月より施行されています。

【制度の概要】

中小企業・小規模事業者等が、国が定めた事業分野別の指針に沿って、人材育成・コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など自社の経営力を向上する為に実施する事業計画（「**経営力向上計画**」）を作成し、国へ申請し認定を受けます。

認定を受けた事業者は、税制や金融支援等の措置を受ける事が出来ます。

※中小企業者とは資本金 1 億円以下等、大企業の子会社を除く

【制度の利用による支援措置】

認定事業者が受けられる支援措置には下記の制度があります。

[1] 固定資産税（償却資産税）の軽減措置

中小企業者が取得する新規の機械装置について、下記の要件を満たした場合には、3 年間の固定資産税が 1 / 2 に減額されます。

設備の要件

- ① 販売開始から 10 年以内のもの
- ② 生産性が旧モデルに比し 1%以上向上（最新モデル要件ではない）
- ③ 160 万円以上の機械装置であること

機械装置を取得した後に経営向上計画を提出する場合には、取得日から 60 日以内に経営力向上計画が受理される必要があります。

法施行日から平成 31 年 3 月 31 日までに取得した設備が対象になります。

購入に際し、設備メーカーを通じて工業会等による証明書等が必要になります。

[2] 金融支援等

計画認定を受けた場合、政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援を受けることが出来ます。

- ① 商工中金による低利融資

商工中金の独自の融資制度により、低利融資を受けられます。

- ② 中小企業信用保険法の特例

民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等の別枠の追加保証や保証枠の拡大が受けられます。

計画認定を受ける事と、公的融資等の判断は別個のものであり、公的融資等を受けることが保証されたものではないので注意が必要です。

上記の他に、認定事業者に対する補助金等において優先採択が実施されるようです。